

第九十回 参議院法務委員会会議録第一号

(四一)

| | | | | | | | | | |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|
| 昭和五十四年十二月十一日(火曜日) 午前十時五十五分開会 | | | | | | | | | |
| 委員氏名 | 委員長 | 理 | 事 | 理 | 事 | 理 | 事 | 理 | 事 |
| 赤桐 | 上田 | 永野 | 寺田 | 宮崎 | 熊谷 | 正義君 | 大石 | 長田 | 昭範君 |
| 志苦 | 豊島英次郎君 | 茂夫君 | 福島 | 三浦 | 八水君 | 高杉 | 勝又 | 裕二君 | 竹内 |
| 操君 | 丸茂重貞君 | 阿具根登君 | 赤桐 | 八木一郎君 | 長谷川信君 | 園田清充君 | 野呂田芳成君 | 園田清充君 | 潔君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 八木一郎君 | 長谷川信君 | 園田清充君 | 長谷川信君 | 園田清充君 | 裕二君 | 昭範君 |
| 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 操君 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 昭範君 |
| 志苦 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | 丸茂重貞君 | 赤桐 | | | |

う決定いたします。

○委員長(峯山昭範君) 民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。倉石法務大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 民法及び民法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、第一に、民法第十一条の規定中「聾者」、「啞者」及び「盲者」の文字を削るうとするものであります。すなわち、現行の民法第十一条は、聾者、啞者及び盲者について準禁治産宣告をすることができるものとしております。その趣旨は、これらの者が重要な財産上の取引において不利益を受けることがないよう、これらの者を保護しようとしていることによるものであります。この規定のもとにおいては、単に聾者、啞者または盲者であるということだけで、これらの者について準禁治産宣告がされるかのような誤解を生じ、ひいては不公平感を生じさせるおそれもあるのみならず、これらの者が社会生活上種々の不利益を受ける懸念もなしとしないのであります。

しかも、この規定中「聾者」、「啞者」及び「盲者」という文字を削りましても、これらの者について準禁治産宣告による保護をする必要がある場合には、十分対応することができますので、この際同条中これらの文字を削る改正をしようとするものであります。

第二は、民法法人の実態等にかんがみ、民法法人に関する規定の整備をしようとするものであります。すなわち、現行の民法には、民法法人でない者が民法法人であることを示すような名称を用いることを禁止する規定がないのであります。民法法人でない者が民法法人であることを示すよ

うな名称を用いて活動することを放置いたしますと、世人に誤解を与え、種々の弊害を生ずるおそれがあります。

そこで、このような弊害を防止するために、社団法人又は財團法人でない者がその名称中に「社団法人」もしくは「財團法人」という文字またはこれらと誤認を生じさせるような文字を用いることを禁止し、かつ、これに違反した者は、相当額の過料に処するものとする規定を民法に新設しようとします。

また、民法法人の中には、その運営の適正を欠くやに見受けられるものもありますが、そのような状況にかんがみ、民法法人の運営について規制を強化し、その適正化を図る必要があるのです。そこで、民法及び民法施行法に所要の改正を加えて、主務官庁が民法法人に対して監督上必要な命令を発することができるよう明確にし、この命令に違反した理事等を過料に処することができるものとともに、民法法人がこの命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、これを解散させることができるものとします。

さらに、民法法人の中には、長期間にわたって全く事業活動を行つておらず、登記上ののみ存在するいわゆる休眠法人が相当数あります。これを放置しておきますと、税法上これを悪用するなどの弊害の生ずるおそれがありますので、これらの法人を整理するため、民法及び民法施行法に所要の改正を加えて、民法法人が正当の事由がないのに引き続き三年以上事業を行わないときは、主務官庁は、これを解散させ、所要の登記を嘱託することができるものとします。

第三は、民法の罰則規定中過料の額を相当額にする登記につき、必要な土地または建物の調査、測量及び申請手続をするほか、審査請求の手続も

情等に照らし、その機能を果たすことができる程度にまで、過料の額を引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、土地家屋調査士の制度の充実強化を図るため、土地家屋調査士の資格に関する制度を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、土地家屋調査士となる資格について、土地家屋調査士試験に合格した者のほか、法務局または地方法務局において、不動産の表示に関する登記の業務に従事した期間が通常して十年以上になる者で、法務大臣が土地家屋調査士の業務を行うに必要な知識及び技能を有すると認めた者は、土地家屋調査士となる資格を有することとしておりま

す。また、未成年者または破産者で復権を得ない者は、土地家屋調査士となる資格を有しないものとするなど欠格事由に関する規定を整備するとともに、土地家屋調査士試験の方法として筆記試験のほか口述試験を実施するものとし、これに関する規定を整備することとしております。

第二に、土地家屋調査士の制度は、不動産の表

示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するためのものであること、及び土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に専念する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行ふ職責のあることを明らかにすることとしております。

第三に、土地家屋調査士は、不動産の表示に

こと、及びその申請をする者は、その申請と同時に、土地家屋調査士会に入会する手続をとらなければならぬこととともに、登録制度の適正な運用を図るために、登録に関する規定を整備することとしております。

第五に、土地家屋調査士の職責の重要性にかんがみ、懲戒処分による業務の停止の最長期間を現行の一年から二年に改めるとともに、土地家屋調査士会の自主性の強化を図る見地から、土地家屋調査士会は、法令に違反するおそれがあると認められた所属の会員に対して、注意勧告をすることができる」とし、また、日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士の業務または制度につき、法務大臣に対する建議等をすることができるとしております。

第六に、土地家屋調査士法に定める罰金及び過料の多額は、これを定めて以来長年月を経過しておりますので、相当額に引き上げることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勅令の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。

ここで、裁官及び検察官につきましても、一般的職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁官及び検察官につきましても、一般的職の職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検査総長、次長検事及び検事長の俸給は、從来、特別職の職員の給与

に於する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣及び國務大臣等を除く特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額することといたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに對応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

これらの改正は、判事補及び五号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事並びに九号から二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六号までの俸給を受ける副検事にあっては昭和五十四年四月一日から、その他の裁判官及び検察官にあつては同年十月一日から適用することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願ひいたします。

○委員長(峯山昭範君) 以上で趣旨説明は終わりました。

○委員長(峯山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま長田裕二君及び徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として竹内潔君及び福島茂夫君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) これより四案についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 今回の民法一部改正法案によりますと、その第七十一条は、法人が目的以外の事業

をした場合、あるいは設立許可の条件に違反し、主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をなした場合は、その他の方法によつて監督の目的を達することができないとき、

主務官庁はその許可を取り消すことができる、そういう規定になつておりますが、主務官庁が許可を取り消した場合に、法人が依然として目的内までは目的外の事業を繼續するような場合、それを

阻止するような有効な法的な手段がありますか。

○政府委員(直家克己君) 主務官庁が設立許可の取り消し処分をいたしますと、その処分の告知によりまして解散の効力が生ずるわけございません。

改正案でございますが、この規定によりまして、告知ができない場合には、処分の告知にかえて官報にその要旨を掲載する。これによつて処分の効力が生じまして、解散の効果が生ずるわけでありまして、主務官庁は同じく民法施行法二十五条ノ三の改正規定によりまして、職権をもつて登記所に解散の登記の嘱託をいたすことになっております。

したがいまして、御設問の場合は実体上法人としての存立が全くなくなりますし、また、したがいまして、活動いたしましたとしても、その権利義務が法人に帰属するという効果は認められないことになるわけでございます。つまり、解散によりまして清算中の法人になるわけでございます。法律上当然になつてしまふわけでございます。したがいまして、もしそれにもかかわらず從前の事業を維続するという場合には、これはいわば目的外の活動でございまして、法人としての活動ではない、そういう資格を持たないということになるわけでありまして、民事上は無権代理ということもなりますし、また場合によりましては刑法上詐欺罪が成立する、それによって損害を与えたといふような場合には詐欺罪が成立するという場合もございましょうし、つまり經濟活動としての実体を擧げることはできなくなるわけでございます。

○寺田熊雄君 そのまま改定を必要とするでは、これが訴えを提起することによって労働委員会の命令の確定を阻止している、そしてそれを實質的に無効にさせるのがいまの労働法制の中にあるわけですね。ことに、訴えを起こした使用者が一向に法廷に出でこない、そういうことによつて訴訟を延滞させ、労働委員会の命令を實質的に無効にしてしまうような行為がときどき目立つわけです。

第三部 法務委員会会議録第一号 昭和五十四年十二月十一日 【審議院】

法八十二条の規定によりまして裁判所の監督に属するわけでありまして、その清算の目的外の活動自体について裁判所が監督するということにはならないかも知れませんが、清算事務の懈怠という面では、これは裁判所の監督に服するということになります。

主務官庁はその許可を取り消すことができる、そういう規定になつておりますが、主務官庁が許可を取り消した場合に、法人が依然として目的内まで清算事務の懈怠について監督をいたすと、こ

ういうこととございまして、すでに主務官庁がそういう处分をいたしました以上、直接にこれを命令するとかなんとかいうことはございませんけれども、法律上の効果によりまして、事實上そういう法人は如何活動ができなくなると、こういうふうに御理解いただいてよろしいかと思います。

○寺田熊雄君 それから、民法施行法の改正案、その附則の第五条を見ますと、國家公務員法第八条の四、それから地公法の五十四条等において準用せられる民法八十四条の規定によつて科すべき過料の額は、当分の間、なお從前の例によるところでは、それから第二項で、労働組合三十三条の規定により科すべき過料の額について準用すると、こういう規定がありますね。

そこで、労政局長おいでのようですから、労政局長にお尋ねをするのですが、この三十三条の形式的なものは別として、労働組合法三十二条ですね。使用者が二十七条第八項の規定による裁判所の命令に違反したとき——労組法の二十七条第八項の規定。これは御承知のように、労働委員会の命令に対して使用者が訴えを提起した場合に、裁判所が判決の確定までその労働委員会の命令の全部または一部に従うべきことを命じ得るという、これは訴えを提起することによって労働委員会の命令の確定を阻止している、そしてそれを實質的に

ざいます。その辺を含めまして、いま申しました労使関係法研究会の中で、先ほど申しましたような観点から十分御検討いただきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 それでは労政局長よろしいから……。十分検討してください。

給与法の関係に關連してお尋ねをします。

まず民事局長。私どもが登記の実務に多少關係をいたしますと、登記の事務が、公共事業の拡大に伴いまして事務量が非常に激増いたしております。

したがつて、昔と比べましてさざまな登記について、いろいろ機械化その他事務の合理化などで一生懸命御努力にはなつておられると思ひますけれども、府舎の関係、それから登記事務の処理の期間等について、いろいろと国民の不便を来すような事態が間々見受けられるわけあります。こ

行為に対する法制を実効あらしめるため、労働委員会の命令を權威あらしめるためには、この三十

二条の規定というものの活用が非常に重要なことになります。ところが、十萬円の過料というのになつてくる。この点労働省においては検討されたことがあります。

が、現在の物価の状況等にかんがみて改定を必要とするのではないだらうかというふうに私は考えます。この点労働省においては検討されたことがあります。

が、現在の物価の状況等にかんがみて改定を必要とするのではないかというふうに私は考えます。この点労働省においては検討されたことがあります。

が、現在の物価の状況等にかんがみて改定を必要とするではないだらうかというふうに私は考えます。この点労働省においては検討されたことがあります。

の増員が必要であるということで、しばしば法務委員会でその点の決議なり要望がなされております。これは衆参いすれもそうであります。そして、今までに民事局長の御答弁を伺いましたが、これは五十三年の十月時点で登記官の不足が四千六百人である、しかし、当面その中で千九百名の要求をいたしております、五十四年度に至っては八百六十二名の人員要求をしておりますと、いろいろな答弁があるわけですね。これは民事局長、一体現時点で本当に登記の職員などはどの程度不足しておるのか、その不足をどうしようと考えておるのか、その点をまずお伺いしたい。

○政府委員(貞家克己君) 御指摘のとおり、法務局の事務、ことに登記事務処理のための増員、人員の確保ということは、法務局における最大の懸念事項であると考えております。

御承知のとおり、過去十年間の登記の事件件量、それから人員増の状況を比較してみますと、事件では約一・五倍にも達しておりますのにかかわらず、それに従事する人員は一・二倍に達しないという状況でございます。したがいまして、職員の事務負担量はますます増加する一方でございます。私どもは、こういった事件増と人員増がこのようにならぬ状態にあるということ、したがつてまた、登記事務における人員の不足といふことが非常に深刻な問題になっておることにかんがみまして、極力増員外の事務の合理化、機械化に努力はいたしておりますものの、それには限界がありまして、それだけでこの問題を解決することは解いたがるところであらうかと思います。

そこで、先生御指摘のとおり、いろいろ登記事務処理上弊害が生じておること、これまた皆様御承知のとおりでございます。

そういうような状況にござりますので、私どもはいろいろこの事務量をいかにしてさばいていくかということにつきまして、常時検討をいたしておりますわけでございます。これはもちろんいろいろな計算方法があるわけございますが、必ずしも

これは自信を持って申し上げられる正確な数字ではありませんので、さよう御承知おき願いたいと思うのでございますが、最近は、認められました増員が三百十八人、それから五百人余りの人員はどうしても不足していると。そこで、しかしながら、昨今の厳しい状況でござりますので、また事務の処理上人手だけに頼る、そういうた職員の増員だけに頼るとということでは賄えないという面もございますので、極力機械化、合理化というようなことをいたしておりますわけですが、そういうふうに考えるを得ないのであります。ただ、その中で、ことに繁忙の大規模の府の不足人員といふものが約千四百人、その他の府が九百人というような内訳になるわけでございま

す。そこで、本来ならば三千三百人余りの人員を確保したいと思うのは、やはりまでございますけれども、これは御承知のとおりの定員の抑制措置といふことが望まれておりますし、また財政が非常に厳しいという状況にかんがみまして、これを一挙に実現するということはどうてい無理であろう。たゞ、それがいままでの増員が三百十八人、それから五百人余りの人員はどうしても不足していると。

そこで、本來ならば三千三百人余りの人員を確保したいと思うのは、やはりまでございますけれども、これは御承知のとおりの定員の抑制措置といふことが望まれておりますし、また財政が非常に厳しいという状況にかんがみまして、これを一挙に実現するということはどうてい無理であろう。たゞ、それがいままでの増員が三百十八人、それから五百人余りの人員はどうしても不足していると。

これは、昨今の非常に定員抑制が叫ばれる時期といいましては、ある程度の増員をいただいておるわけありますけれども、もちろん私どもはこれで事足りていると言うことがとうていできますことは、先ほど申し上げました、さつと私どもが試算いたしました不足人員とお比べになつても容易に御了解いただけると思うわけであります。

したがいまして、五十五年度におきましても、これはかつてない厳しい情勢下ではござりますけれども、増員ということは私どもの予算要求の最重要項目でござりますので、必要な法務局の人員を確保するよう最大限の努力をいたしたいと、かくように考へておる次第でございます。

○寺田熊雄君 これはまあ事務当局だけではなく政治的な課題になりますので、大臣のやつぱり御努力が非常に大切な問題になります。

後で大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、行管の方が何か時間をお急いでおられるという方が何か時間をお非常に急いでおられるという方が何か時間をお非常に急いでおられる時間が非常に長いです。たゞ、行管の方の所管の審議官ですか、お尋ねをいたしまして、そこで、しかしながら、昨今の厳しい状況でござりますので、また事務の処理上人手だけに頼る、そういうた職員の増員だけに頼るとということでは賄えないという面もございますので、極力機械化、合理化というようなことをいたしておりますわけですが、そういうふうに考えるを得ないのであります。ただ、その中で、ことに繁忙の大規模の府の不足人員といふものが約千四百人、その他の府が九百人というような内訳になるわけでございま

す。そこで、本來ならば三千三百人余りの人員を確保したいと思うのは、やはりまでございますけれども、これは御承知のとおりの定員の抑制措置といふことが望まれておりますし、また財政が非常に厳しいという状況にかんがみまして、これを一挙に実現するということはどうてい無理であろう。たゞ、それがいままでの増員が三百十八人、それから五百人余りの人員はどうしても不足していると。

これは、昨今の非常に定員抑制が叫ばれる時期といいましては、ある程度の増員をいただいておるわけありますけれども、もちろん私どもはこれで事足りていると言うことがとうていできますことは、先ほど申し上げました、さつと私どもが試算いたしました不足人員とお比べになつても容易に御了解いただけると思うわけであります。

したがいまして、五十五年度におきましても、これはかつてない厳しい情勢下ではござりますけれども、増員ということは私どもの予算要求の最重要項目でござりますので、必要な法務局の人員を確保するよう最大限の努力をいたしたいと、かくように考へておる次第でございます。

○寺田熊雄君 これはまあ事務当局だけではなく政治的な課題になりますので、大臣のやつぱり御努力が非常に大切な問題になります。

後で大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、行管の方の所管の審議官ですか、お尋ねをいたしまして、そこで、しかしながら、昨今の厳しい状況でござりますので、また事務の処理上人手だけに頼る、そういうた職員の増員だけに頼るとということでは賄えないという面もございますので、極力機械化など、事務の合理化などを進め

て人員の削減を図ると、それで人員を削減したものが不足のところに配ると、そのことが真実でありますと、それは合理的なものなんでしょう。

いま、あなたもお聞きになつたでしようが、私どもは現実にほかの省庁のことでも大分いろいろなことを知つておりますが、それはいま所管外のこと申し上げることは差し控えるけれども、たとえば登記関係、それから民事局の所管を離れてあなた方御存じの入国関係、これはもう外国へ行く人が昔と比べて非常にふえるわけで、それから登記も、政府が公共事業をどんどん拡大して、さまざま公共事業が行われるものだから、登記関係の仕事というのは非常にふえて、これは御理解があなた方もつくと思うけれども、そういう実態といふものはあなた方は把握しておられますか。私も荒船さんに直接電話して、荒船さんが行管庁長官の時代に、こういうことだということを言つたら、それはわかるからよく検討するということを言われたんだけれども、そういう具体的な法務省の問題で、登記の事務が非常にふえているということは、あなた方のその調査の中で認識されましたか。

○説明員(門田英郎君) お答え申し上げます。

登記の事務量について、ふえているのをおまえたちは認識しているかという先生の御質問でございますが、これは法務省の方から予算要求の都度詳細な資料を承つておりまして、よく御説明を承つております。定員事情まことに厳しく、一般的な省庁につきましては全体といたしまして三万七千人の純減というのを、昭和四十三年定員削減を開始して以来の純減を図つてきてるんですけども、そういう御説明を伺つて、よく御相談申しあげた結果だということで御理解をお願いしたいと思います。

○寺田熊雄君 まああなた方としては理解を示したと言われるけれども、いまあなた、民事局長の御説明をお聞きになつたでしよう。そうします

と、登記官というものがもう実質において過酷な労働を強いられておる実情がありますし、しかもあなた方御存じの入国関係、これはもう民間の事務を見てみますと、そのやはりね返りが大衆——国民の側にかぶせられている、そういう実情がありますから、審議官も責任を持つてこの事務に当たられておられるんだから、まあマスクで報道せられておるような、たとえば政府関係のさまざまな公団、公社あるいはその他の機関、これはたとえば私の友人が役職にあるから、ふらっとそういうところへ遊びに行つたりすると、理事室のところを過ぎていくと、理事室をちゃんと新聞を読んでいる。はあ、これはやっぱり世間の言うとおり、これは過剰だわいということをわれわれそこで直感するわけけれども、そういう点にメスを入れるという点は、これはわれわれも大いに賛成なんだけれども、いまの法務関係の職員の足りないこと、これは現状をもつて足りりとせず、さらずよく実情を調査して、実情に合うようにならぬのをやつぱり努力してもらいたい、こう思います。どうですか。

○説明員(門田英郎君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたんでございますが、昭和四十四年にただいまの総定員法が成立いたしましたが、これは法務省の方から予算要求の都度詳細な資料を承つておりまして、よく御説明を承つております。定員事情まことに厳しく、一般の制度は五十五年度から実施いたしましたので、警察署におきましても重点施策として鋭意努力をしているところでございます。

いろいろお尋ねしたときに、五十五年度に実現する方向でいま事務手続を進めておるという御答弁があつたけれども、その後これどうなつていて、か、ちょっとまず御報告を伺いたい。

○説明員(浅野信二郎君) 御報告いたします。

犯罪被害者に対する給付制度につきましては、昭和五十五年度から実施いたしたいということです、昭和五十五年度の概算要求におきまして所要

経費を要求しているところでございます。

また、法案につきましては予算の決定を待つて次期通常国会に提出することになりますので、そのための作業もあわせていま実施しているところでございます。

○委員長(堀山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま園田清充君が委員を辞任され、その補欠として三浦八水君が選任されました。

○委員長(堀山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま園田清充君が委員を辞任され、その補

欠として三浦八水君が選任されました。

○委員長(堀山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま園田清充君が委員を辞任され、その補

</

という点で非常に積極的でいらっしゃる点は倫理的には非常に見上げたもので、倫理的だけじゃなくて、法制的にも大変意義のあることではあるけれども、しかし、それは検察官、裁判官の責任を全く解消させるものではない。そういう点でちょっと法務省の刑事局長と、それから最高裁判所の刑事局長、両局長のお考えをお伺いしたい。

○政府委員(前田文君) 御指摘のように、引き続きたまして再審の決定があつたことは御指摘のところです。ございまして、私どもともいたしましても、それらの決定の中で指摘された点につきましては、それなりに受けとめているわけでございますけれども、御案内のように、三件につきましては検察当局としては必ずしも納得できないところがあるということで、上級院に不服の申し立てをそれぞれしているところでございますので、その御判断を仰ぎたいと、かよううに考えております。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 私ども刑事裁判に当たっている者として、委員御指摘のような現象を目前にいたしますと、やはり刑事裁判の重さと申しますか、そういうものを本当にひしひしと感するわけでございます。

ただ、私どもの立場としましては、いま御指摘のような具体的な事件についてどうである、こうであるというふうなことを申し上げるような立場にはないことは、これはすでに委員御承知のとおりでござりますので、こゝ一般的な問題として申し上げますと、そうすると、今度の再審の場合は刑法の四百三十五条に言う、要するに、明らかな証拠が新たに出てきたということになるわけでありまして、したがつて、問題は、その明らかな証拠を新たに——なぜ前の法廷でなかつたかという事になつてくるわけであります。で、それには委員御指摘のとおりに、原告官である検察官、それから被告人側、弁護人の側というものが——まず当事者主義でござりますから、それが努力して証拠を集めます。裁判所も同時に職権で証拠調べでできるわけでござりますから、ですから、裁判所も同時にその証拠を集めると、いう点についてはそれ

は責任がある。その三つのところで出てきたらよかつたのになぜ出てこなかつたかという、これはやはりそれぞれの立場でそれぞれの点について考えなければいけないと思いますが、裁判所としては、やはり個々の裁判官が自分の資質をみがくということ以外にはちょっと方法がないわけでございます。どの刑事事件でも同じでございますが、それぞれの被告人の人生がかかつているわけでもございますから、ですから、本当にどの事件についても同じことでございますけれども、特に今度のようなそういう死刑事件というふうなことになりますと、最初に申したように、刑事裁判の重さというものを本当にしみじみとして感じてゐるわけでございます。

以上でございます。

○寺田熊雄君 どうも法務省、まず刑事局長の御答弁だけれども、余りどうも責任を感じておられないような印象を受けるね。これだけの大きな課題を突きつけられて、どうも裁判官が間違っているのだから、不服だから抗告したのだと、だからまあその結果を待ちたいと言うだけでは、余りにも何というか、検察官の事務的な見解に終始して、もうちょっと大きめの立場に立たないものだらうか。つまり、これはこの三件の中で一件は検察官が持っていた手持ちの証拠、手持ちの証拠を事實審のときに提出していなかつた、それを裁判所が再審の段階で提出さしてみると、これはどうも過去になされた判決はおかしいといふ、そういう判断をした決定があります。これはあなたの御存じだらうと思う。これなどはまさに検察官のミスといふか、よほど反省をしてもらわなきやいかぬところですね。そういうことがなくたつて、やっぱりこういうような結果を来すということについては深刻な反省をしてもらつて、どうしたらこういうことがなくなるかということを考えていただきないと、ただ判決は間違っているんだ、不服だと、だから判決の結果を待ちたいというだけじゃ、余りにもちよつと思慮が足りないんじやないかと思われるけれども、どうだらうか。

○政府委員(前田安君) 言葉があるいは足りないかと申したがと思ひますが、御指摘の三件につきましては、いま申しましたように、上級裁判所で係属のことございますので、その内容についてとやかく言うのはこの段階では適当でないということを申したつもりでございますが、冒頭に申しましたように、それらの判決の中いろいろと指摘されている事項につきましては、今後十分注意を申さなければならぬ点が多くあるわけでござります。一般論といたしまして、御指摘のように、取り調べが人権侵害に当たつてはならないとかいうことはもう当然のことのございますので、その点につきましては十分考慮してまいりたい、かようと考えております。

○寺田熊雄君 この問題に関連して代用監獄制度、これはまあ私ども、たとえば仁保事件の被告人など警察の留置場に長い間留置されている間にさまざまな働きかけが警察官からなされたという事実を知つたわけで、これがやはり、恐らくは最高裁がこの判決を破棄した一つの動機になつてゐるんではないかというふうに考えたわけですね。予算を伴つて非常に困難ではあるけれども、あなたは代用監獄制度を改めるという、そういうお気持ちはありませんか。

○政府委員(豊島英次郎君) お答えいたします。代用監獄改廃の問題は、委員御案内のように、現行監獄法の改正作業と関連いたしております。現在監獄法の改正につきましては法制審議会におきまして銳意審議中でございまして、この審議会の答申を受けまして、その趣旨に沿つて対処してまいりたい所存でございます。

法制審議会の答申は来年じゅうには得られるものというふうに考えております。法制審議会は監獄法改正部会というものを設けまして、そこで改正の骨子について検討をさせておるわけでありますけれども、この監獄法改正部会では四点の改正主張を出しておるわけであります。制度的改善を加えた上の存置の結論を出しておるわけであります。

す。私どもはこの部会の考え方には合理性があるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 これは私も法制審の委員ではないからよくわからないんですがね。現実の問題としては、やはり法務省の原案を提示してその是非を諮詢するという形をとるんでしょう。そうじやないんですか。

○政府委員(豊島英次郎君) 今回の監獄法改正につきましては、実は、法務省から原案を提供するという形をとっておりません。審議会におきまして骨子となる要綱をお定めいたぐくという方法をとったわけでございます。で、委員には学識経験者大ぜいの御議論がございまして、部会では先ほど申したような一応の結論を出しておられるという状況でございます。

○寺田熊雄君 そうすると、あなた方事務当局は代用監獄制度を維持すべしとするのか、あるいはやっと廃止の方向に持っていくこととするのか、事務当局としては何らかの抱負というものを持っておられないわけですか。

○政府委員(豊島英次郎君) 先ほどもちょっとお答え申したんですけども、監獄法改正部会の審議の御議論を私ども聞いておりまして、私どもの立場からいたしましても、この部会の結論、つまり制度的改善をえた上の存置という論議は妥当なものであるというふうに私どもは考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、事務当局としてはいまの代用監獄制度をいろいろ欠陥を改めてそろそろこれを存置したいという、そういう方向に傾いているんですねか。

○政府委員(豊島英次郎君) 代用監獄の問題は一面では拘置施設の整備、増強という問題があるわけでありますけれども、他面では刑事手続、つまり、捜査と人権との関係をどうするかという問題が絡んでくるわけでございまして、これらすべての点を含めまして、現実的な対応をいたしましては、改善を加えた上で代用監獄の存置というのを妥当な結論だというふうに考えております。

前にはどこでおっしゃったんでしようか、そのことを。何か議論かどうかでそういう意見を発表されたわけですか、それとも衆議院の本会議でおつしやつたんですか、どこで……、そのいまおっしゃつたことは。

○国務大臣(倉石忠雄君) 法務委員会の御質疑のときと記憶しておりますが、衆議院の。

○寺田熊雄君 それから、今までの質疑をお聞きになつたでしようが、登記官の増員、それから入国関係の職員の増員というようなものは非常に必要性があるようですね。それで、民事局長その他、非常に努力をしているようですが、いまも行管の審議官にわれわれもいろいろ尋ねたり、また要望したりしておつたわけですが、なかなか事務当局でこの問題の打開を図ることができないときは、大臣がやはり相当な決意を持って、この問題の解決に当たらないといけないと私は思うんですけれども、大臣、やはり所管の大臣として、そういう現在の法務行政の非常な一つのまあ欠点のようなんですが、それを補うために、やはり相当御努力なさぬといかねと思ひますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私、就任をいたしましてから、事務当局からそれぞれいろいろな報告を受けております。同時にまた、私どもそれぞれ地方にいろいろな政治活動をしておるわけでありますので、その地域地域で、やはり地方の法務局で働いておられる人々の事務量等について御陳情がござりますから、一般国会議員の方々は皆大体そぞういふことを知つておられると思います。私は法務省に参りまして、この法務局の非常に繁雑な、事務の錯綜いたしておることを聞いておりますので、私の力の及ぶ限り、皆様方の御協力を得て、増員に努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 大体よくわかりましたけれども、最後にもう一回……。
いまの大臣の御答弁伺いまして、私どもも非常に力がないので、御協力申し上げると言つても、

とても大臣ほどのお仕事はできないわけですからね。やはり大臣が行管の長官であるとか、あるいは大蔵大臣であるとか、そういう方々とよく御折衝になりまして、そして職員の不足ができるだけ補うという御努力をなさってくださること、それから検事総長を信頼して、いやしくもそういうことと、その御決意を最後に伺つて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私の考え方は、先般行われました法務省の次長検事の会同で訓辞をいたしました。あれが報道されておりますけれども、ああいう精神でこの権威ある裁判及び検察の仕事を推進してまいりたいと、こう思つております。

○寺田熊雄君 それから、いまの職員の不足について、大蔵大臣や行管の長官とよく折衝して御努力願いたいと思うんですが、いいですか、この点もう一遍。

○国務大臣(倉石忠雄君) ありがとうございます。思つております。

○寺田熊雄君 もう一遍おっしゃつてください、よく聞こえないですから。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大変ありがたい御要望であると感銘いたしておりますとお答えいたしました。

○宮崎正義君 最初に、私は確認の意味で、大臣として民事局長、お二方は今回新しく御就任なさつたわけでございますので、前回、当委員会におきまして、これは五十四年の六月の五日の法務委員会の席上で、この土地家屋調査士法の一部を改正する法律案をどうもの審議をいたしました。この会議録のことにつきまして、大臣そして民事局長が、私どもの委員会の同僚委員がそれぞれ政府に要請をしたもの、そして質疑したこと等、要點を事細かく御確認をしておられるかどうか、そ

してそれを実行に移していくかれるかどうか、この点を私はまずお伺いをしておきたいと思います。当委員会の審議状況につきましては、私、就任後、会議録を通じまして、また、関係者から話を聞いて、詳細に承知いたしておるつもりでございます。

その際、委員の各位から御要望のありました点、御意見を述べられました点、また、おしゃかり受けた点等多々ござります。これを逐一申し上げることは時間の関係上省略いたしたいと思ひます。

それども、たとえば地図整備のための予算措置を十分に講ずべきである、あるいは土地家屋調査士の補助者の待遇というものを十分考慮るべきである、あるいは報酬について、十分地域特性等についても考慮して検討すべきである、あるいは公共嘱託をさらに円滑に行われるよう推进すべきである、また、土地家屋調査士業務のPRにも積極的に努力すべきである。たとえばそういうような点につきまして、十分委員各位の御意見を承知いたしておるつもりでございまして、私どもといたしましては必要に応じ調査士会とも十分協議をいたしまして、そういう御趣旨を体しましてできる限りの努力を続けてまいりたいと、かよう存じております。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま民事局長お答えいたしましたような趣旨で、私も努力をいたしました。

○宮崎正義君 大臣の御答弁を私は聞いたわけでござりますので、先ほど寺田委員の御質問の中にありましたように、いまのよう、民事局長が言つたとおり私もそのようにやると言つんじやなくて、大臣自身、私どもの真剣に審議いたしましたこの問題について、大臣はこれを確認なさつて、そしてどのように今後この法律に対し臨まつて、取つ組んでいかれるかということを聞いておるわけですから。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私、一つ一つの詳細なことにつきましていま勉強している最中でござい

ますが、法案を御審議願うにつきまして、事務局から詳細に内容を承つております。これをひとつ部内一致結束して、実現に邁進してまいりたいと、こういうふうに決意をいたしておる次第でございます。

○宮崎正義君 セっかく私ども委員が真剣にこの法律案につきましては取つ組んでまいりました。ということは、調査士法のこの法律が非常におくつでいるわけです。したがいまして、この面につきましても速度を速めるように私は要請をしておきたいと思います。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の二件につきまして、一括質問をいたしたいと思いますが、まず、今回の報酬改止で、なぜ寒冷地手当の問題を法務省としては改止され、なぜ寒冷地手当の問題を法務省としては改止されるということとに相なつております。したがいまして、特段に裁判官報酬法あるいは検察官俸給法の方で手当ではいたしておりませんけれども、一般の公務員に準じて同じような方式で支給されるということに相なつておるわけになります。

○政府委員(枇杷田恭助君) 寒冷地手当につきましては、裁判官及び検察官双方とも一般の公務員に準じて支給されるということに相なつております。したがいまして、特段に裁判官報酬法あるいは検察官俸給法の方で手当ではいたしておりませんけれども、一般の公務員に準じて同じような方

局から詳細に内容を承つております。これをひとつの報酬等に関する法律の九条の一項、二項に、各種手当の支給根拠規定がございます。お手元に差し上げてございます資料の三十七ページにございましたが、ただいま枇杷田部長から申し上げましたように、一般の官吏の例に準じて最高裁判所が定めることになつております。これに基づきまして、裁判官等の寒冷地手当に関する規則といふ規則が定められておりまして、この内容は、一般の官吏の例に準じて最高裁判所が定

できないということになるわけでもあります。

なお、一番多額の寒冷地手当をもらつておられるのが札幌の高裁長官になるわけでござります。

が、今度のいま御審議いただいております裁判官報酬法の額で計算いたしますと、約四十八万五千円程度の寒冷地手当が支給されることになるわけ

て、私どもいたしましては、とりあえず申しますが、現段階における改正措置いたしましたて、その勧告にも沿うような趣旨の規定を設けて、これによつて公益法人に対する各省庁のきめ細かい監督指導というものに道を開こうといつもりで立案いたしたわけでござります。

ね。それから總理府の管理室長、それから行管の監察官……。

最初に、公益法人に対する法人税の課税の状況について、これは私が申し上げるまでもなく、衆議院の大蔵委員会等で取り上げられた点がございましたね。あの問題以降にどんなような、残されている、また調査の段階でないもの等を含めて、どういうような現くなっているか、御説明願いたい。

○宮崎正義君 これは総理府の閻管理室長にお伺いしますが、いま国税庁の方で御答弁がありましたが問題については、社団と財団と、これ中身はおわかりになっていますか、縦分けして。どういうふうな……。

ませんので、これもう少し、私の言おうとするところと大体合ってきましたけれども、まだちょっとずつありますので、二つ問題点を後日こ

と違った方がありうるので、この問題を大体これまでしまして、ともあれ私の申し上げた問題については人事院の方にも要請をしていくような考え方をしていくということをここで改めて要請をしておきますので……。

の一部を改正する法律案でございますが、要約してみますと、休眠法人をこれは整理しなきやならない、紛らわしい法人をはつきりさせなければならぬ、監督権を強化しなきやならない、こういったようなことが骨子だというふうに思うわけですが、これは公益法人の表面化した問題に対する症療法といいますか、そういうふたつのような考え方になつていいんじやなかろうかというふうにも私は思うわけですが、この法律を出されたこの時期

○政府委員(眞家克己君) 今回の公益法人に関する改正は、主として昭和四十六年に行政管理局が勧告をいたしました「公益法人の指導監督に関する行政監察」の結果に基づく勧告。この中に盛られております立法を要する事項、これについて手当てを加えたわけでございます。この勧告は、現状の問題として公益法人について放置できない問題点を指摘したものだというふうに受けとめます。

て、私どもいたしましては、とりあえず申しますが、現段階における改正措置といたしまして、その勧告にも沿うような趣旨の規定を設けまして、これによつて公益法人に対する各省庁のきめ細かい監督指導というものに道を開こうといつもりで立案いたしたわけございます。

官崎委員御指摘のとおり、法人制度全般につきましては、これは非常に幾多の重要な問題点が申されます。されおりましては、これは申すまでもないことをござります。法人といましても、いわゆる実質的には行政組織の一環とも申すべき狭義の特殊法人といふものもございまして、それぞれの特徴別法によつて設立されますところの特殊法人、いわゆる認可法人といふようなものもございます。これは非常に法人制度といふものは多岐にわたつておるわけでございまして、これを根本的に見直すということは確かに必要なことだとは思ひます。ただ、それぞれこういった種々の法人制度といふものが混在しておりますのにつきましては、それぞれの合理性、特殊性、必要性といふものがわかるわけでござりますから、一律にごく大まかなことではございません。ただ、これは非常に期間を要する民法の規定によつて処理をするということで果たして貰えるものかどうかという問題もあるわけでござります。

したがいまして、そういうふた法人全般の問題につきまして検討をするということは確かに重要なことだとは思いますけれども、ただいまの段階においていたしましては、法務省の所管を超えるという形で大作業になるわけでござります。私どもいたしましては、そういうふた法人制度の根本あるいは法律上は人とは何ぞやというような大きな網をかぶせて、そのために長期間を費やし、なかなか成果が上がらないといふようなことは必ずしも望ましくないといふところを考えますので、とりあえず現在民法で規定しております公益法人、これについて必要最小限度の改正を加えると、こういう態度をもつて立案いたした次第でございます。

○富崎正義君 国税厅の方おいででございます

ね。それから総理府の管理室長、それから行管の監察官……。

最初に、公益法人に対する法人税の課税の状態について、これは私が申し上げるまでもなく、衆議院の大蔵委員会等で取り上げられた点がございましたね。あの問題以降にどんなやうな、残されている、また調査の段階でないもの等を含めて、どういうふうな現況になつてゐるか、御説明願いたいと思います。

○説明員(四元俊明君) お答え申し上げます。

ことしの初めでございましたけれども、公益法人の収益事業の課税につきまして近年各方面から注目されてゐるといふよくなすこと、それからまた国会等での御質疑、御指摘等もございまして、各省庁で所管——これは地方団体も含みますが、所管しておられる公益法人につきまして、名簿が作成された約一万三千余りの公益法人につきまして、税務の立場から、収益事業を営んでいるかどうか、そしてまた収益事業を営んでおります場合に法人税の申告が提出されているかどうかといった課税状況等について、とりあえず簡単な照会等の手法によりまして実態調査をいたした次第でございます。

その結果、収益事業を営んでいる公益法人の数は、先ほど申し上げました一万三千余りのうち約二五%に該当いたします三千三百五十八法人が収益事業を営んでいるということございまして、そのうちに、私ども税務当局におきましてすでに法人税の申告義務があるということで把握しておりますものが二千八百十九件ございまして、そのときの調査によつて法人税の申告義務があるということが新たに把握されたものが五百三十九件出てまいつたわけでござります。それで、この五百三十九件につきましては、これは法人税の申告が収益事業を営みながら出されていないといふことで、また、私どもの方でも未把握であったところで、また、この夏場以降これの五百三十九件につきまして、全国の所轄税務署におきまして、適正な申告

○宮崎正義君 これは総理府の関管理室長にお伺いしますが、いま国税庁の方で御答弁がありましたが問題については、社団と財団と、これ中身はおわかりになっていますか、纏分けして。どういうふうな……。

○政府委員(関通彰君) 先生すでに御存じのようになりますが、公益法人の監督は民法の規定によりまして各省庁がそれぞれ行うことになっておりまして、私もども総理府いたしましては、各省庁の間で連絡協議会というものを設けまして監督事務の連絡をいたしております。許可基準等をいたしておりますが、いまの収益事業を行っているかどうか等につきまして、各省庁の数字を取りまとめたことがございませんんでございますから、御質問の件、数字を持ち合わせております。まことに、

○宮崎正義君 緩括しているんですねからまとめるべきだと思います。何のために協議会等をやつているのかわからぬと思います。ですから、一応はそういうことぐらいは、各省間の問題点といふものも、やはり統計上でもつかんでおらなければいけない立場にいるんじやないか、こう私は思つたもんですから、質問しているわけです。そういう意味で、統廃合のことにつきましても当然総理府は知つておくべきじゃないかと、こういうふうに思つんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(関通彰君) ただいまの収益事業の件でございますが、実は各省庁の連絡協議会、四六年に設置いたしまして、その後設立基準、会計基準等の申し合わせをいたしております。実は設立基準の中に公益法人の行うべき事業について取り決めをいたしておりまして、当然でございますが、公益法人は非営利事業を中心に行うべきこと等の基準を詳細に決めておりますが、実はそれの結果と申しますか、具体的な収益事業を行つている法人の数字等については、これまでの打ち合わせ段階では調査いたしておりませんが、今後の問題としてはいろいろ指導強化の見地から御相談し

てまいりたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 これは非常に大事なことだと思います。総理府は、全体でどんなふうな動きを各省庁はやっているのかというようなことも掌握していくなければならないだろうと思うんです。その点、いま御答弁がありましたので、今後の協議会にこういう点はひとつ十分に掌握なさるような行き方をしていただきたいと思います。

それから、行管の方で、勧告省庁の中には行政管理庁自身も含まれているわけですね。本来各省政府を監督指導すべき立場にある行管の方で、みずからが自分自身を対象に勧告をしなければならないといふものもあるわけです。こういったよくなき問題なんかも、私は総理府なんかはもう少しがつちりやらなければならぬんじやないかと思ううえで、申し上げておるわけですけれども、この点お考へ下さい。

○説明員(品川卯一君) 四十六年に監察いたしまして
した結果、公益法人を所管しております全行政機
関、つまり一府七都十二省につきまして勧告いたし
ましたわけでございます。その中には当然公益法人
を所管しております行政管理庁も含まれておつた
わけでございます。

この勧告を受けました立場の行政管理庁といなしましては、先ほどもお話をありましたように、総理府の管理室が主務をなさいます各省庁の公益監督人監督事務連絡協議会、この場でいろいろな申し合わせ、方針等が協議、定められましたので、その方針等に従いまして必要な是正措置をとつて下さいたわけでございます。今後ともそのような古向において監督に全力を期してまいりたいといふことでございますが、全体的にどこが調整すべきかという点につきましては、先ほど来御指摘がございましたように、この各省庁の監督事務連絡協議会において各省庁がそれぞれ協議連絡をされて十分な監督が行われるべきであると、さように考

○宮崎正義君 法務大臣、いま国税庁、それからと
総理府、そして行管、この立場の方々にいろいろお

御質問をした。お聞きのとおりだと思うんですけど

れども、大臣みずからが趣旨説明をなさっていますね、「休眠法人が相当数あります。これを放置しておきますと、税法上これを悪用するなどの弊害の生ずるおそれがありますので、これらの法人を整理するため、民法及び民法施行法に所要の改正を加えて」云々とあります。しかも「民法が正当の事由がないのに引き続き三年以上」

等ありますか。後で大臣がいかなくてからどうぞ。いよいよ審議を進めていただきたいと思うんですが、いずれにしましても、こういういまのお話を伺っておつて、どんなふうにお考えになつてこの公益法人に対する法律に取つ組んでいかれようとしているのか、その所信を伺つておきたい。

○國務大臣（倉石忠雄君） 一般的に公益法人に対する考え方につきましては、いろいろ事情もそれぞれ別個ございまますので、民事事務局長御説明申し

上げましたとおり、なかなか錯綜しておると思ひますが、私どもはやっぱり時代に即応いたしまして、大変事務量のふえたもの、また性格がそのままいいかどうかというようなことについても再検討しなければならないものもござります。関係省庁と十分打ち合わせをいたしまして、そういうう

○宮崎正義君 大臣、法務省自身の行管から指摘された点なんか御存じでございましょうね。それらを踏まえてのいまの答弁と受けとめていいですか。御存じですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 大体のことは、私も、何といいますか一生懸命でいま研究、勉強いたしております中最中でございます。お尋ねのようなつもりでやつております。

○宮崎正義君 時間がありませんし、法務大臣は一時から衆議院の方にお出になるということですから、もう少しいろいろな面から詰めていきたい

んですけれども、残念ながら私の持ち時間もありませんので、いま御答弁のありましたような強いお問い合わせの上での各省の間に話し合いを進められて、この

公益法人に対する問題点をよく調査なされて、そ

して話し合いをされんことを要請しておきます。お三人の方々、結構です。まだ問題あるわけなんですが、時間がございませんので、この次またじっくり質問しますので、御苦労さまでした。

「命令する事の権力」と厳しく命令し、命令された者は必ず実行する事と規定する法律であります。この監督権を、余り強力な権限を与えると、ある面においては民意が損なわれてくるように……、せつかく民意を継承しての公益法人でありますので、ほかのところに民法で命令なんという言葉がありますかね。まず最初にその点伺っておきましょう。

ざいますから、命令ということはほとんどございません。

ただ、これに國家機関が介入するというような面が全然ないわけではございません。たとえば、不在者の財産の管理の関係等におきまして、家庭裁判所が管理人の職務について命令をするというう

よくな規定をこなさなければ全般統治のめぐらしだれではございませんけれども、たとえばそういうたたずみでも國が公權力を持つて介入せざるを得ない、そいつた保護なり監督なり、そいつた面においては、これは全部調べたわけではございませんけれども、そういう表現が出てきても不思議ではないというふうに考えております。

○宮崎正義君 時間がありませんので、もうばく問題だとと思うんです。ですから、これは後日少く練つてみたいと思うんです。きょうはこれ以上やりませんけれども、この七十一条の「正当の事由」についても、もう少し具体的に正当なる理由とい

うものを個々に挙げられるようなことが私は大事じやないかと思うんです。というのは、公益法人の根本の趣意というものから考えていきますと、

これを明確にしていく

これはまた、「三年以上事業ヲ為サザルトキ」と
あります。正當な理由があつたときには「これは
いいのか」と。その正當な理由というのは、具体的
にはどんなものがあるんだろうか。たとえばいま
のようにインフレがどんどん進んでおりまして、
物価高になつておりまして、経営が成り立たない
みとへば大體こなつときには、それで正當な理

由になるのがどうなのか。そういうふたよなことを細かく私は取り上げるよう用意をしたんですけれども、これも時間がありませんので割愛せざるを得ないんです。こういう点なんかも、私の要請として、もう少し具具体化したものをつくれられていくべきじやなかつたかということを一点申しておきたいと思います。

なんですが、準禁治産者宣告による、この方々がどのような姿で今日、現況はあるのかどうなのか、その実態がどうなのかということを一言伺つて私の質問を終わります。

○政府委員(眞家克己君) お尋ねの件につきましでは、家庭裁判所において準禁治産の宣告をされる場合ございまして、主たる、その半数は、ごく最近の

数字はございませんけれども、過去三年間に合計百二十件で、そのうち聾者、啞者、盲者というふうであるかどうかは判然といたしませんけれども、形式的に審判書を持見いたしましてそういうことを理由として掲げているものが七件という程度でございます。

なお、先ほどの申し落としました点を一言つけ加えさせていただきたいと思いますが、命令の件でござりますけれども、命令という言葉は現行法にございませんけれども、六十七条の解釈といったまして、現在でもそういうた監督のための、たと

れば財政状況を報告せよとか、そういう命令——いわゆる命令は出すことができる。これが明文で書いてないというふうに私どもは理解しております

わけでございます。

○委員長(峯山昭範君) 四案に対する午前の審査はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後一時三十六分開会

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開いたします。

午前に引き続き、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本敦君 最初に、法務大臣はいわゆる青天白日発言、ロツキード被告人の皆さんの無罪を期待するという御発言に関連をして、きょうは本会議で陳謝の意を表明されたわけであります。私どもとしてはあの問題は非常に重大な問題であつて、法務大臣が陳謝をなさるというその御誠意のほどは理解はいたしますが、それだけでは済まない重大な問題があつて、これからもこの問題については、私どもの立場としては法務大臣の姿勢を追及していくなくちやならぬと、こんなふうに考えておるわけであります。

それはさておきまして、この法務大臣の姿勢に関連をして、どうしてももう一つ伺つておかねばならぬ問題として、いま大きな問題になつてまいりました、日本税理士政治連盟からの総額二億円に近い税理士法改正法案をめぐつての献金問題といふのが出てきたわけであります。この問題については衆議院の大蔵委員会その他でも議論が委員会としても進められておるところでありますけれども、まず最初に、私は、こういった莫大な政治献金が直接一定の法案を通すことを具体的な目的として、そして百名を超える国会議員にその趣旨

で集めた金がばらまかれる、こういうことになりますと、文字どおりこれは特定の団体がその資力に頼って特定の法案を国会で買取るという、まあ言つてみれば国会をまさに侮辱するようなことがあります。まさに国政の審議といふ厳格で峻厳であるべき場を汚す重大な問題だと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。こういった問題が現実に起つたわけでありますけれども、一方この問題は、具体的なケースによりましては受託贈収賄罪が成立する可能性もないではないといふ重大な問題もはらんできてるわけであります。

そこで、最初に刑事局長にお伺いをしたいと思ひます。ですが、そういう特定の政治団体が選挙の陣中見舞の名目にして、特定の法案審議を有利にするため、その審議にかかる権限を持つておる当該委員会の理事やあるいは委員を中心にしてこういふた政治献金を贈るという問題は、その集めた趣旨が、私が申し上げましたように特別の緊急立法対策費ということで、まさに政治献金目的で集めた金であるとかからしても贈収賄罪が成立する可能性もあると、こう考へざるを得ないであります。

○政府委員(前田宏君) ただいまお尋ねの点でございまして、告発状も検察庁の方に出てるというようなことで、大阪でタクシー汚職事件関係の判決がございました。あの判決の趣旨から言いましても、國會議員が一般に法案審議に関連する職務権限を持つておるということを重視して贈収賄罪の成立を認めてるわけですが、この考え方は、私は検察官の法廷における主張にはほぼ沿う考え方を裁判所が認めたものである。こう思つておりますが、間違ひありませんか。

○政府委員(前田宏君) 大まかな言い方からすれば、そのとおりであります。

○橋本敦君 そこで、いま刑事局長からも話がありましたが、ついにこの事件は、東京地檢に對する受託贈収賄罪で、贈り主の税政連の特定の人、そしてもられた特定の政治家に関して告発という形で事件が検察庁に提起をされたわけであります。いつも刑事局長のお話のように、この贈収賄罪が成立するかどうかは、具体的に今度は検察庁の捜査とその判断にかかるべきだと、こうなつて

た金のやりとりが政治献金という名目であつても贈収賄罪が成立する可能性があるということを、一般論としておっしゃつておるようですね。私は

一般論として刑事局長にお聞きしたい。根來刑事課長との意見の相違はないと思いますので、そういう趣旨で聞いておるわけですので、御答弁をいたさきたい。

○政府委員(前田宏君) 抽象的一般論で申しますならば、お尋ねの件につきまして贈収賄罪の成立ということもあり得ると言えればあり得るわけでござりますけれども、これもまた反面、一般論でござりますけれども、先ほど申しましたように、贈収賄罪の成否につきましては、一般論といたしましては、職務権限あるいは金の授受の趣旨、またこれに対する関係当事者の認識というようなものがすべて絡んでくる問題でございます。そういう意味で結論めいたことが申しかねる、こういうことでござります。

○橋本敦君 結構です。結論めいた具体的なケースについての議論はこれから検察庁としてもお詰めになるでしよう。

で、大阪でタクシー汚職事件関係の判決がございました。あの判決の趣旨から言いましても、國會議員が一般に法案審議に関連する職務権限を持つておるということを重視して贈収賄罪の成立を認めてるわけですが、この考え方は、私は検察官の法廷における主張にはほぼ沿う考え方を裁判所が認めたものである。こう思つておりますが、間違ひありませんか。

○政府委員(前田宏君) 大まかな言い方からすれば、そのとおりであります。

○橋本敦君 そこで、これが検査が進められていくことになりますと、検察庁の処分請訓規程とは直接かわりがないかもしれません、ロツキード事件と同じように、国会並びに重要な国会議員という、そういう政治家にかかるる事案とくことになりますと、検査の必要な段階で検事長から法務大臣に意見を上申をする、御意見を伺う、こういう手続もとられるケースになり得る可能性がある、ロツキード事件その他から見ても……と私は思つておりますが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しましたように、これから問題でございますので、どのように事が運びますかわからないわけでございまして、これが一般論でございますが、必要に応じて検察当局から連絡あることも考えられると思

きたわけであります。検察庁としては当然この事件を受理され、鋭意捜査を遂げいかれるとることは当然だと思いますが、速やかにそういう方向で捜査を進められるという方針に伺つてよろしいですか。

○政府委員(前田宏君) 何分にも御指摘の告発状が出されたばかりでございますので、どのような手順で進めるかということは当該検察庁の問題でございますので、私が申しかねるわけでござりますけれども、一般論でござりますけれども、告発というものはいわば犯罪の端緒でございますので、それを手がかりにいたしまして犯罪の疑いがありますけれども、先ほど申しましたように、これまで職務権限あるいは金の授受の趣旨、またこれに対する関係当事者の認識というようなものがすべて絡んでくる問題でございます。

○橋本敦君 ですから、具体的に告発がなされたわけですから——告発状はここにはない、それは結構ですよ。しかし検察庁としてはこれを端緒として厳正な捜査に今後進むという方針であることに間違いないかと、こう聞いているわけですから、それはよろしいわけでしよう。

○政府委員(前田宏君) 先ほどもお答えしたとおりでござります。

○橋本敦君 そこで、これが検査が進められていくことになりますと、検察庁の処分請訓規程とは直接かわりがないかもしれません、ロツキード事件と同じように、国会並びに重要な国会議員という、そういう政治家にかかるる事案とくことになりますと、検査の必要な段階で検事長から法務大臣に意見を上申をする、御意見を伺う、こういう手続もとられるケースになり得る可能性がある、ロツキード事件その他から見ても……と私は思つておりますが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しましたように、これから問題でございますので、どのように事が運びますかわからないわけでございまして、これが一般論でございますが、必要に応じて検察当局から連絡あることも考えられると思

裁判の関係は自分の職務と全く関係がない、権限からいっても職責からいっても、ということで、つい個人的な意見を述べたというお話をなさいました。今度の問題はまだ裁判にはなっておりませんだけに、現に告発が東京地檢になされたといふことであつて、裁判は関係ないと前の青天白日発言は駆明をなさつたが、今度のケースについてはもろに法務省所管のこれからやらねばならぬ職務に関連する事件である、こういうことになりますね。だからしたがつて、お返しになつたとはおっしゃいますけれども、法務大臣がまさにいまの問題の献金を一たんはお受け取りになつて、あなたがたのところまでその献金がなされていたという重大な事実については、お返しになつたけれども、法務大臣として本当に適格かどうかという疑念を私は払はねることはできません。しかしながら、しかしです、お返しになつたという事実については、それは了といたしますけれども、問題は大臣、こういう政治献金、あなたはお返しになつたのですが、この特定の法案の通過を目指して大量に緊急対策費として集められ、そして政治献金を目的とした金を現に百名を超える国会議員にばらまいている、そうしてこの法案の通過を促進するよう固体が運動する、こういうような状況で、あなたはお返しになつたけれども、いま行われているこの日税連の今度の政治献金については、これは法律判断は別ですよ。少なくとも日税連、こういうことをやることはいまの日本の国会を汚しかねないおそれがある問題として、法案を金で買うという、そういうようなことになりかねない問題として好ましくない問題だと、こういうお考えは大臣としてお持ちでしようか、いかがでありますか。

断を聞いたわけですよ。何もなければ私は聞かなかつたかもしません。少なくとも法務大臣としても、こういう政治献金を大量の国会議員に運動の中でばらまいていくて法案通過をねらうという、そういう疑いが出てくるような、こういうことは好ましくない、これは法務大臣として当然お考えになるんじゃないですか。だからあなたもお返しになつた、法務大臣としての職責と清潔さと厳正さを保つためにお返しになつた、こう理解して私は聞いてるんですが、どうなんですか。

○國務大臣（倉石忠雄君）　ただいまここで批判がましいことを申し上げることは御遠慮いたしたいと思います。

○橋本乾君　それでは、お答えいただけませんの。でこの問題終わりますが、いま刑事局長は、告発という事実が起つた以上は、検察官としては今後厳正な捜査を遂げるということをおっしゃつたわけですが、この方針に法務大臣も変わりはないかどうか、これは伺つておきたいと思います。

○國務大臣（倉石忠雄君）　これはもう検察当局の仕事でござりますので、私どもといたしましては、それを見守るつもりでございます。

○橋本乾君　いまおっしゃつた見守るというのには、検察官が厳正に捜査をなさる、それについて大臣がとやかく言わなのはもちろんですが、そういう厳正な捜査を遂げるという検察官の職責を要たすのは、検察官としては当然だということをおっしゃつたというように私は理解しないとさっぱりわからんといんです、どうですか。見守ると言ふつたつておかしいですよ、あなたの職責に関することです。

○國務大臣（倉石忠雄君）　私は、いつも申し上げてもらいたい、こう思つております。

○橋本乾君　それでは、私の持ち時間がもうあと十分ほどになつてしまいまして、法案について御

質問をする予定でありますので、そつちへ入りま
す。

時間がありませんので端的に伺いますが、この
当委員会でも同僚委員の皆さんからしばしば提起
をされてまいりました法務局職員の増員要求の問
題についてであります。

簡単に伺いますが、その必要性についてはもう
朝から議論が出てまいりまして、民事局長も大臣
も篤と御理解いただいておりますので繰り返しま
せん。

今度の第五次定員削減で政府平均は四・二%の削
減という方向を打ち出しておりますね。法務省
にそれがおりてきた場合、法務省の割り当てとい
うことになりますと、これは三・七%というよう
に聞いておるんですが、民事局長、いかがです
か。

○政府委員(貞家克己君) そのとおりでござい
ます。

○橋本敦君 そこで、政府平均は四・二%の削
減、厳しいものです。ところが法務省は三・七%
ということでおよそ一千人上向いておる。問題はその法務
省の全体三・七%削減を受けて、今度は中で法務局
——刑事局とは別ですよ、法務局としては何%
ということにいま進んでおるんですか。

○政府委員(貞家克己君) 法務局職員につきまし
ては四・七%でございます。

○橋本敦君 私は、民事局長ね、ここに重大な問
題があると思う。つまり、法務局の中で特に朝か
ら議論されておりますように、登記関係職員の増
員というのが、あなたの御答弁でも一般的には現
在約五千五百人足らない。しづりにしづりても今
年度はその中に七百三十三人を要求しておる。そ
こまで厳しい中で、政府の平均削減四・二%より
が合わないんじやないでしようか。重大な疑問じ
ゃないでしようか。せつかく三・七%に緩めてあ
らった法務省の割り当てをどこで緩やかにして、
い四・七%を法務局關係で削減しよう。これは話
も高い四・七%を法務局でしぶり、削減しよう。
法務省に割り当てられた三・七%よりももっと高
い四・七%を法務局關係で削減しよう。これは話
が合わないんじやないでしようか。重大な疑問じ
ゃないでしようか。せつかく三・七%に緩めてあ
らった法務省の割り当てをどこで緩やかにして、

○政府委員(貞家克己君) 確かに御指摘のとおり、法務局の人員を充実しなければならないというものが目下の急務であるということは私ども重々承知して各方面にお願いしているところでござります。

ただ、定員削減の問題につきましては、現下の著しい財政状況にからがみまして、行政コストの節減に努める必要があるという政府全体の施策といふものも十分尊重し、これに協力せざるを得ないと思うでございます。

したがいまして、私どもいたしましても、法務省全体といたしましても非常に苦しいところではございますが、これは政府全体の数字の積算においておきましても、また、法務省内部の数字の割り当てにおきましても、それぞれ各組織、各職種がございます。いろんな職種がございますので、そういう性質に応じまして諸般の事情を考慮して、できる限り合理的な配分というものがなされたというふうに承知していくわけでございます。各種の組織、職種がございます。それにつきましてもは、やはり一定の形式的な基準といふようなものを持てはめて数字を出さざるを得ない。また、従来の第四次削減におきましても同様なことになつてゐるわけでございまして、大まかな傾向と申しますが、第四次削減は第五次よりも全体の規模が小そうございますから、それぞれ数字は少し小さくなつておりますけれども、ほぼ同じような基準に従つて、割り当てと申しますが、算出されました結果が、先ほどお答え申し上げましたような数字になつておいでございます。

○橋本敦君 簡単に、もう時間がないものですから……。

○政府委員(貞家克己君) はい。これは私ども決

してこれに十分満足しているとか、これで足りるのか、またこういった数字が絶対的な合理性を持つていると申し上げる自信は全くございませんけれども、私どもとしてはやむを得ずこういう数字に従つてやらざるを得ない。ただ、残されるのは、増員措置というものが従来認められておりました。これを従前にも増して十分な増員によって人員の確保を図つていきたい、そのための努力をいたしたい、かのように考えております。

○橋本敦君 あなたがおっしゃるその増員も、いいです。十一月二十二日の閣議決定の中で新規増員は極力抑えるという閣議方針が出てますよ、ことは。だから、増員に期待して、削減はあるけれどもネットで純増を確保すると、今までのような甘い考え方でいかぬです。今度は、新規増員は抑えるんですから。増員は抑えられるわ、そして第五次定員削減で政府平均四・二%削減より高い率の四・七%を法務省の中では法務局関係で削っていく。いいですね、これは大変なことですよ。こういう姿勢では寺田委員の御質問やらあるいは宮崎委員その他の皆さんの御質問に増員要求、職員の要求もあり全力を擧げるとおっしゃつたけれども、手のうちはそくなつていいじやないですか。言葉だけ全力を擧げる……。

どう考へても、あなたはこれは合理的な説明がしにくくとおっしゃつたが、合理的じゃなくて不合理なんですよ。法務省全体で三・七%にまで第五次定員削減を落としてもらひながら、省内で民事事務が高い四・七%にまで、政府平均より高いところへ切つっていく、これは改めなくちやいかぬと私は思ひますよ。大臣、私が指摘している問題はおわかりだと思ひますが、大臣も増員要求は全力を擧げてがんばるとおっしゃつた、その法務省の中で、こういうような考え方で法務局関係の削減を大きく進めるということをやすやすと考えておられて一体できるんでしようか、今後の増員交渉。こういう考え方を改めるべきだ。もう一遍見直して大蔵省と再折衝を強くやらなければこどしはえらいことになると、私はこう思つております。

が、見直して大蔵省交渉を本当に増員に向けてやるという決意を、大臣、いかがですか、聞かしていただけませんか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私、就任いたしました事務報告を受けておりますときに、いろいろ考え方させられたのであります。やはり登記所の仕事というふうなものにももう少し近代的に促進のできるような装置がないだろうかと、やっぱり節約のできるところはそれによつて節約をする必要がありますので。しかし、現在のところではなかなかむずかしいものでありますから、私どもいたしましては、法務局の人員手不足については何かしなければならないと努力しておるわけであります。ですが、国全体の財政方針としては御存じのとおりでありますので、どのようにその間を調整して能率をよくするかというごとにさらに頭を使つていいかなきやいけないんじやないかと、こういうふうに思つておるわけであります。

○橋本敦君 だから、いまの私が指摘した問題は、省内で見直して姿勢を新たにして交渉するといふ方向で、大臣、指導されませんかと、こう言つているんです。不合理だ。

○國務大臣(倉石忠雄君) そういう点は一生懸命でやるようだ、先ほどもお答えいたした次第であります。

○橋本敦君 時間がないので、ちょっと細かい数字その他資料を持つておるんですが、詰められましたので、民法十一条に関連して二問だけ質問をいたします。

民法十一条の改正に伴いまして、身体障害者の皆さんの生活と人権保障をさらに大きく進めるという大事な国民的課題がござります。それに関連して厚生省にお伺いをしたいのですが、第三十回国連総会決議三千四百四十七号で障害者の権利に関する宣言が採択されました。で、八一年は障害者年と言われております。この権利宣言は、英文のテキストがここにあるわけですが、読んでみると、国連憲章にうたわれた人間尊重の精神、あるいは国連憲章にうたわれた社会正義、そういう

た問題に基づいて、このファンダメンタルな理念に基づいて障害者の皆さんの保障、国連総会としてうたい上げ、これから進めるという非常に大事なものであります。

ところが、外務省に聞いてみると、いま日本文は翻訳してないし、また今後日本文を翻訳してくる考へもないと、外務省はこういう冷たい話なんです。これは私は、日本の政府の姿勢が障害者の皆さんにこんなに冷たいかと私は思ひます。が、現に厚生福祉関係の六法にもこれは登載され、厚生省に向かってこの問題の大変な国連総会の障害者の権利宣言は外務省にぜひ翻訳をさせて、確定稿を得て福祉六法にぜひ登載すると、これぐらいいのことをやりになるべきだと思いますが、厚生省のお考へいかがですか。

○説明員(板山賛治君) ただいまの障害者の権利に関する決議、御指摘のように定証というものがまだございません。再来年の国際障害者年に向けてまして、私どももだいま総理府にあります中央心身障害者対策協議会、その窓口は私どもが担当しておりますので、ここで定証を得まして、来年の社会福祉六法には必ず登載するよう努力をいたしたいと、このように考えております。

○橋本敦君 わかりました。ぜひお願ひいたしました。

それじゃ、もう時間がありません。最後の一問をいたしますが、私が目が不自由な聾啞の関係の皆さんといろいろ語りしまして、本当に胸にこたえて承知ならぬと思ったのは生命保険会社なんですよ。この身体の不自由な方が生命保険に入りになる。いろいろ仕事を得て現職は安定しております。だから、まさに今日なら生命保険は何億に入る人もありますが、何千万、何億と入りたい。ところが、身体障害であるということのために保険会社は支店で内部で審査をし、本店にまで照会をして、あるところでは保険加入を受け付ける、あるところでは一千万円までは認めるがそれ以上受け付けぬ。身体が不自由だからというその人の命が、われわれ五官が健全な者とこれだけ差別され、いいんだろうか。保険会社が當利のためといえども身体障害者の皆さんに事実上高額の生命保険に入ることを拒否しておる。こうことを許して、私はこれは本当にもう當利会社が人権無視もひどいものだと思って憤慨をしておるんですが、この実態について大蔵省は調査をし是正をするということをぜひやってもらわなきやならないと私は思つておりますが、いかがですか。

○説明員(加茂文治君) 民法第十三条の改正で問題になつております身体障害者の生命保険加入に際しましては、従前は取り扱いを非常に限定していましたが、四十一年から当局としましては、指摘のようによく保険料について若干高い料率を適用したり、場合によつては加入を断つておるというケースもあるという事情でございます。

生命保険は、基本的には予定の死亡率を想定いたしまして、通常の死亡率に当てはまる人たちを対象とした助け合いの制度でございます。したがいまして、現在病気の方あるいは過去に大きな病気をされた方あるいは身体に支障のある方が加入した場合には、死亡保険金の支払いが予定したもののより上回るおそれがあり、通常の健常体の方の負担がふえ、加入者間の公平が保たれないという問題がござります。しかしながら、いやしくも身体障害者であるといふことだけで保険契約の加入を断るというのは好ましくございませんので、今後さらに障害別にきめ細かいデータを積み重ねることによりまして加入の範囲が拡大されるよう検討してまいりたいと思つております。

○橋本敦君 ぜひ検討して進めてください。これ

○江田五月君 大臣のいわゆる青天白日発言をめぐって、先般もこの委員会で質問をさせていただきましたが、きょうは法務大臣、さらに総理大臣までが本会議で陳謝をなさるというようなことになつて、どうもどこでそういうことになつたか知りませんが、これまで法務大臣の辞任とか罷免とかを要求されたいた大きな会派が、これで納得をしたかに見えるわけです。私どもは、かやの外に置かれておりまして、なかなかこれでもう終わりというのは納得はできないわけであります。さればといって、おやめくださいとか罷免がいいんだとか、いろいろ言つてもどうもごまめの歯ぎしりのよな感じでもあります。しかし、まあこれで終わりというわけにもいかない感じがしますので、ちょっとしつこいようではあります、再度伺つておきたく思います。

この法務大臣の発言がこれほど大きく問題になつた、そして法務大臣御自身が適切を欠いた軽率な発言であった、あるいは総理大臣も軽率な発言で遺憾に思うというようなことを述べられねばならなかつたということは、この発言がいかに大きな意味を持つものであつたかということを示していると思います。これは法務大臣、そういう職責にある者が本来持つていなければならぬ倫理に大きく欠ける発言であつたからこういうことになつたわけでありまして、たとえば現職の裁判官には除斥とか、忌避とか、回避とかといふような制度があるわけでありまして、ある裁判官一高等裁判所の裁判官をやつていて、地方裁判所で自分の娘が弁護士としてある事件に関与した。その事件が高等裁判所にやつてきた。それだけの理由でその裁判を自分が担当するのは好ましくないのではないか、へんばな裁判をするように見られるおそれがあるのでないかといふことで回避をされるという、それほどの倫理感を持つて仕事を現場ではやつているわけであります。倉石大臣の発言のことを考えながら手元の法律雑誌を見ておりましたら、ここに「法学セミナー」という雑誌十

二月号ですが、表紙を一枚めくったところに「正義は行なわれているよう見えてなければならない」と書いてあります。イギリスのロード・デニングという裁判官の言葉であります。これを大阪高裁判事の児島武雄さんという方が解説されている。「法を職とする者の深思すべき名句である」。法曹に限らず法の執行の最高の責任者である法務大臣、当然そういうことはもうこれはお考えになるのが法務大臣を任命される際のいわば常識であろうというふうに思うんです。現場の検察官あるいは弁護士も、そして法務大臣が直接指揮をすることはできませんが、裁判官も皆正義が行われているように見えなければいけない。ちょっとでも疑惑が生じてはいけないということで一生懸命努力をしているわけであります。もちろん、正義が行われているように見えるといふことはどういうことか、その内容にはいろいろな議論があります。ちょうど、昭和四十五、六年でしたか、青法協の問題が起つたときにもそのことは議論されました。しかし、いずれにしても、個人の私情で、自分がだれと仲がいいとか、だれと親友であるとか、そういうことで裁判の結果に何かの感情を持つてはならぬことは、これはもう言うまでもないことあります。そのことを法務大臣が、まさに裁判の結果に何らかの情緒的な感情を持つていらっしゃるということを公言されたわけでありまして、そのことが法務大臣の適格性を疑わしめる大きな理由になつたわけでありまして、きょう本会議場でこうして陳謝をされました。が、これによつて大臣は、もう自分の法務大臣としての適格性は欠くるところがなくなつたのだとお考へなのか、あるいはどうもいろいろ問題はあるつてもなお職務を全うさしていただきたいというふうにお考へになつてゐるのか。多くの現場の法律実務家が大臣のいわば倫理に注目をしてゐるわけで、一言大臣のお考へ、きょうの陳謝の結果、一体どういう倫理感をお持ちになつてゐるのか、そのことを伺つておきたいと思います。

○江田五月君 納得のできることがありますから次の質問に移ります。
まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案ですが、多くの規定の合理化といいますか改正をなさるわけですが、民法法人に対し主務官庁が解散をさせることができると。この解散の命令に対しても、旧法といいますか、現行では二十五条で「行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」ということになっておりますが、この規定が意味のない規定であることは言うまでもありませんけれども、現行の二十五条を削除した後にも行政事件訴訟法に従つて通常の抗告訴訟をなし得ること、これは言うまでもありませんね。
○政府委員(鷲家克己君) 御指摘のとおりでございまして、行政事件訴訟法によりまして抗告訴訟、すなわち処分の取り消しあるいは無効確認の訴訟を提起し得るということは間違いないことだと考えております。
○江田五月君 二十五条ノ二は、「理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ前条ノ処分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載スルコトヲ得」とあります。所在を知ることができた場合なのに「知ルコト能ハザル」と認定をして、官報の掲載によって処分を有効だとしたような場合には、これははどういうことになりますか。
○政府委員(鷲家克己君) 「所在ヲ知ルコト能ハザルトキ」という表現になつておりますので、これに類似の表現は民法九十七条ノ二の公示による意思表示でございますとか、あるいは民事訴訟法百七十八条の公示送達の要件のような規定がございまして、こういった規定の解釈が参考になるかと思つておりますけれども、公示送達の要件の規定はこれは裁判所の処分が介入しておりますので、やや違うかと思いますが、少なくともこの改正案

うとかといふようなことがあって、まあそれはそれで警察の場合でも郵便局の場合もある合理性は持つておるのですが、所在を確知することがでいるかどうかについてそういうものを使う場合には、これは非常に困った事態が生じつあるのではないかという気がいたしておりますが、その辺のことを一体これからどういうふうにしようかお考えなのが、その辺に問題があるというふうにお考えになつていらつしやらないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(眞家克己君) 確かに江田委員御指摘のとおり、たとえば公示送達を許すべきかどうかというような場合に非常に苦心をいたします場合がござります。私自身でございますが、そういう経験も持っております。今回の法人の場合について若干違うと思ひますのは、公示送達等々の場合におきましては、裁判所としては縁もゆかりもない全く未知の原告であり被告であるという關係でござりますのに対しまして、今度の法人といふものは、本来ならば主務官庁が十分常時監督しているべきものでござります。もちろんその理事者の氏名といふものも明らかになつて、把握しているはすぐございます。したがいまして、それは本来自分の監督に服する者の所在を確知するといふことでござりますから、ノーマルな状態、ノーマルな監督状況がござります場合には、その所在不明あるいは理事事がどうなつたかわからないといふような事態は、比較的容易に探知できるのではないか。もちろんこれは法人の事務所の所在地について調査をするだけでは、これは不十分でございまして、理事の住所でござりますとか、そういう点についても十分これは調査をされるというふうを期待しているわけでござります。

○江田五月君 私がちよつと伺いたかったのは、その「所在ヲ知ルコト能ハザル」という事実から、いろいろな法律効果が生ずる場合がいろんなところが、その「所在ヲ知ルコト能ハザル」といふことが、かつてと違つてまなかなか認定がむ

かしい時代に入っているんじやないか。そういう時代の変化に何かもうちょっと違った「正解規則」という要件を満たすための方策を考えなきゃいけないような時代に次第になってきてるんじゃないかということなんですね。

○政府委員(直家克己君) 確かにおっしゃるどおり、現在の郵便とかいろんなあれを考えまして、的確な、具体的な方法というものが考えられるといったらありますと、これは非常に法律関係が明確になつてくる、すべての点において望ましいことだと思います。この点につきましては、私どももそちらといった問題意識を持っておりますので、今後検討課題にさせていただきたいと考えております。

○江田五月君 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の関係についてちょっと伺いたいんですが、昭和四十六年に判事補と簡易裁判所判事の一部、検察官の一部について初任給調整手当というのができまして、裁判官の規定では最高裁判所規則、検察官の場合には準則でこれが実施される、最高二万三千円の初任給調整手当が支給されるようになりますて以来、来年九月になるわけですか、この初任給調整手当というのが九年で全くこの額が変わらない、どうも一度予算を取つて、後はそのままの惰性といいますか、マンネリですつと物事が続けられているんじやないかというような感じがするんですね。これが合理性がないならば削つていかなきやならぬし、合理的なものであれば九年も同じ額ですつと続くというのもどうも変な話ですし、いろいろ調査の結果もつとふやさなきやならぬというものをやらさやさなきやならぬことになるんだらうし、ずっと同じ額でこのまま続いているということは一體どういうことなんでしょう。これは裁判官の場合は最高裁規則ですから、最高裁の人事局長おられますか。

のときにはこの最高級の初任給調整手当というのは報酬の三割以上になつてゐるわけですね。同じ額で現在はもう一割未満になつてゐるわけでありまして、どうも実態をうまく把握してそれに即応してこの初任給調整手当の存在理由を満足させる検討を加えて額を決めているというふうには思えない。多くする必要があれば多くしなきやならぬし、行政というものが、たとえばアメリカなどではサンセット法というようなものがあるのは御承知のとおりでありますて、一つの制度をつくつてしまつたら、それがいつまでもずっと慣性で続いてしまうというところにいまの行政の大きなむだが生ずる原因があるわけでありまして、こういうところに何かそういうことが見られるわけで、その都度の緊張を持つた行政というものをやつていただきたいことをお願いをして、質問を終らせていただきます。

○委員長(峯山昭範君) ほかに御発言もなれば、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案についての質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。それでは、これより四案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまで直ちに採決に入ります。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律

案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定しました。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

なお、以上四案の審査報告書の作成につきまし

ては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(峯山昭範君) これより請願の審査を行

います。

第四九号民法第七百五十条の改正に関する請願

外三件を議題といたします。

今期国会中本委員会に付託されました請願は、

お手元に配布の付託請願一覧表のとおり四件でござります。

理事会で協議の結果、第四九号民法第七百五十条の改正に関する請願外三件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

う決定いたします。

○委員長(峯山昭範君) 繼続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十分散会

十ー月二十八日予備審査のため、本委員会に左の

案件が付託された。

一、民法及び民法施行法の一部を改正する法律

案

十一月二十八日予備審査のため、本委員会に左の

案件が付託された。

一、民法及び民法施行法の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治三十九年法律第八十九号)の一

部を次のように改正する。

第十四条第一項「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラル

第十五条中「二百円」を「五万円」に改める。

(民法施行法の一部改正)

第二条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「条件」の下に「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目

的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正當ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ

為サザルトキ亦同ジ

第三十四条第一項を加える。

第二十三条中「社団法人又ハ財團法人ニ非ザ

ルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使

用スルコトヲ得ズ

第六十七條第一項の次に次の二項を加える。

第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ

規定ニ依ル処分ヲ為スベキトキハ主務官厅ハ

ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタルトキハ此限ニ在ラズ」

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

タルトキ

第一編第二章第四節中第八十四条の次に次の

一条を加える。

第八十四条第一項「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラル

第十五条中「二百円」を「五万円」に改める。

(民法施行法の一部改正)

第一条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)

の一部を次のように改正する。

第三十二条中「条件」の下に「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目

的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正當ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ

為サザルトキ亦同ジ

第三十四条第一項を加える。

第二十三条中「社団法人又ハ財團法人ニ非ザ

ルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使

ス 第二十五条を次のように改める。

第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ

規定ニ依ル処分ヲ為スベキトキハ主務官厅ハ

ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタルトキハ此限ニ在ラズ」

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

タルトキ

第一編第二章第四節中第八十四条の次に次の

一条を加える。

第八十四条第一項「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目

的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正當ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ

為サザルトキ亦同ジ

第三十四条第一項を加える。

第二十三条中「社団法人又ハ財團法人ニ非ザ

ルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使

ス 第二十五条を次のように改める。

第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ

規定ニ依ル処分ヲ為スベキトキハ主務官厅ハ

ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタルトキハ此限ニ在ラズ」

十号) 第百八条の四、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十四条及び職員团体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号) 第十一条において準用する民法第八十四条の規定により科すべき過料の額については、当分の間、なお従前の例による。

の場合において、同法第七十七条第一項
中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるのは、
「破産」と読み替えるものとする。
(地方公務員法の一部改正)

に改め、「規約ノ認証」との下に、「同法第七十七条第一項中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるのは「破産」と」を加える。

同号を同条第七号とし、同条第五号中「二年」を三年に改め、「二年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「二年」を三年に改め、「二年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号

2 前項の規定は、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第三十三条の規定により科すべき過料の額について準用する。
(非訟事件手続法の一部改正)

四号)の一部を次のように改正する。
第一百二十二条の次に次の一条を加える。

解散ノ命令ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ノ登記ノ申請書ニハ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テ、清算人ノ資格ヲ正スル書面ヲ添

(国家公務員法の一部改正) 附スルコトヲ要ス

第七条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

「民法第三十四条ノ一」、第三十八条第二項に、「及び第七十一条」を「、第七十一条、第七十七

条第三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二並びに非訟事件手続法第百二十二条ノ二に依り、「登録」との下に「同法第七十七条

条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは「破産」とを加える。

(損害保険料率算出団体に関する法律)一部改正

和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十三條中及び第七十二條を、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八條に改め、同条に後段として次のように加える。

第三部 法務委員會會議錄第一號 昭和五十四年十二月十一日【參議院】

第八条の三 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、登録に関して、その管轄区域内に設立された調査士会の意見を求めることができる。

第九条第二項中「長に」を「長に対し、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、」に改めることができる。

第十一条第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「一年」を「二年」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「長は」の下に「第七条第二項」を加え、当該登録の申請をした者又は調査士に改め、同条第三項中「当該調査士」と「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同条第四項中「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に、「第八条の二又は第一項第二号若しくは第三号の」を「第二項に規定する」と改める。

第十四条第一項中「一箇の土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)」を「一個の調査士会」に改める。

第十五条の五を次のように改める。

(入会)

第十五条の五 調査士の登録又は登録の移転の申請をする者は、その申請と同時に、申請を経由すべき調査士会に入会する手続をとらなければならぬ。

2 前項の規定により入会の手続をとつた者は、当該登録又は登録の移転の時に、当該調査士会の会員となる。

第十六条の次に次の二条を加える。

(注意勧告)

第十六条の二 調査士会は、所属の調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該調査士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の二条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本土地家屋調査士会連合会は、調査士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第十八条中「試験」の下に「資格の認定」を加える。

第十九条第一項中「又はこれらを」を「これらを」に改め、「申請手続の下に「又はこれに係る審査請求の手続」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、弁護士が審査請求の手続をする場合は、この限りでない。

第二十条中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条第一項中「二万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第二十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条第一項中「二万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改める。

| 別表(第二条関係) | | |
|------------|------------|---------|
| 区 | 分 | 報酬月額 |
| 最高裁判所長官 | 一 | 七千、000円 |
| 最高裁判所判事 | 一、一〇〇、000円 | |
| 東京高等裁判所長官 | 九〇、000円 | |
| その他高等裁判所長官 | 九〇、000円 | |
| 二号 | 四六、000円 | |
| 三号 | 四七、000円 | |
| 四号 | 四八、000円 | |
| 五号 | 三一、六〇〇円 | |
| 六号 | 三〇、九〇〇円 | |
| 七号 | 三〇、六〇〇円 | |
| 八号 | 三〇、九〇〇円 | |
| 九号 | 三〇、九〇〇円 | |
| 十号 | 三七、四〇〇円 | |
| 一号 | 七七、九〇〇円 | |
| 二号 | 七七、九〇〇円 | |
| 三号 | 七七、九〇〇円 | |
| 四号 | 七七、九〇〇円 | |
| 五号 | 七七、九〇〇円 | |
| 六号 | 七七、九〇〇円 | |
| 七号 | 七七、九〇〇円 | |
| 八号 | 七七、九〇〇円 | |
| 九号 | 七七、九〇〇円 | |
| 十号 | 七七、九〇〇円 | |
| 十一号 | 七七、九〇〇円 | |
| 十二号 | 七七、九〇〇円 | |
| 十三号 | 一八、一〇〇円 | |

| 判事 | | 判事補 | |
|----|----|-----|----|
| 七号 | 八号 | 八号 | 八号 |
| 六号 | 五号 | 五号 | 五号 |
| 五号 | 四号 | 四号 | 四号 |
| 四号 | 三号 | 三号 | 三号 |
| 三号 | 二号 | 二号 | 二号 |
| 二号 | 一號 | 一號 | 一號 |
| 七号 | 八号 | 八号 | 八号 |
| 六号 | 五号 | 五号 | 五号 |
| 五号 | 四号 | 四号 | 四号 |
| 四号 | 三号 | 三号 | 三号 |
| 三号 | 二号 | 二号 | 二号 |
| 二号 | 一號 | 一號 | 一號 |

簡易裁判所判事

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 十三号 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 |
| 十二号 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 |
| 十一号 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 一八、一〇〇円 |
| 十号 | 三七、四〇〇円 | 三七、四〇〇円 | 三七、四〇〇円 | 三七、四〇〇円 |
| 九号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 八号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 七号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 六号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 五号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 四号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 三号 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 | 三〇、九〇〇円 |
| 二号 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 |
| 一号 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 | 七七、九〇〇円 |

家の調査及び測量に関する知識及び技能について試験を実施しなければならない。

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八十万円」を「八十三万円」に、「六十五万三千円」を「六十七万七千円」に改める。

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第

一三〇号）（第一五二号）（第二一七号）

第一三〇号 昭和五十四年十二月一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保一ノ四四ノ

二一グリーンヒルハイツ内 水上

美保子

紹介議員

柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一五二号 昭和五十四年十二月三日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都目黒区柿の木坂一ノ五ノ一

二 塩田美紀子

紹介議員 紹介議員

柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二一七号 昭和五十四年十二月五日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町三ノ一四 宮

堂三郎

紹介議員 紹介議員

柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第八十九回国会法務委員会会議録第一号中正誤

△ 段行 誤 正

ニ 三 ^{終わり}から二 宮崎崎

ニ 四 天 ついましては つきましては

ノ ノ 七 コンクリート・ブロック

中正誤 第八十九回国会閉会後法務委員会会議録第一号

△ 段行 誤 正

四 ^{終わり}から一 意外 以外

昭和五十四年十二月十九日印刷

昭和五十四年十二月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K